

平成 26 年 4 月から新規事業スタート

金武町不妊治療費等助成事業

対象者 不妊治療を行っている者で、以下の条件を全て満たす者

- ①戸籍上の夫婦
- ②申請時点で夫婦の両方またはどちらかが1年以上前から金武町に住所を有する者
※助成範囲は、居住後1年以上経過後の治療等に限る
- ③各種医療保険に加入しているもので、町に収めるべき税等に滞納のない者

助成の範囲（年度内助成額）

- ① 一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、人工授精など）**15 万円以内**
- ② 特定不妊治療（体外受精、顕微授精など）**15 万円以内**
※ 沖縄県特定不妊治療費助成を受けている方は、それを控除した自己負担額が対象となります。
- ③ 治療に伴う検査 **6 万円以内**

申請期間 平成 26 年 4 月以降に受けた治療であり、治療の日から1年以内の申請

助成期間 申請・助成開始から通算5年

申請方法 金武町総合保健福祉センター

○毎年度の初回申請時のみ住民票謄本、納税証明書（15 歳以上の方で学生でない同居家族の方全員分）等が必要となります。

○印かん、通帳、健康保険証

○関係書類（領収証及び明細書等）

※申請や相談は個室にて行います。電話での予約受付も出来ます。

確認する税金等の内容について

- | | |
|------------|-----------------|
| ・町税 | ・町立幼稚園の給食費 |
| ・介護保険料 | ・町立小学校及び中学校の給食費 |
| ・国民健康保険税 | ・水道料 |
| ・町立保育所の保育料 | ・町営住宅の家賃 |
| | 等 |



お問い合わせ

詳しい内容についてはお気軽に保健福祉センターまでご連絡ください
金武町総合保健福祉センター（担当：保健師）

NTT 098-968-5932 / 有線電話 8-5932

